

まちはごみ箱ではありません

4月1日から、「桐生市ポイ捨て等防止に関する条例」が施行されます。この条例は、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんを放置する行為を未然に防止して、環境美化に対する意識の向上と清潔で美しいまちづくりを推進するために制定されました。

4月1日（水）から施行される「桐生市ポイ捨て等防止に関する条例」の概要については次のとおりです。

○ポイ捨てなどは

公共の場所や個人が所有する土地に空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸殻その他のものをみだりに捨てることと、

飼い犬のふんを処理せず放置することをいいます。

○条例適用の場所

条例の適用場所は、市内全域を対象としています。道路、公園、河川などの公共の場所や、駐車場や建物の敷地などの個人が所有する土地も対象となります。

○禁止行為

公共の場所や個人が所有する土地で、ポイ捨てや飼い犬のふんを放置することを禁止します。

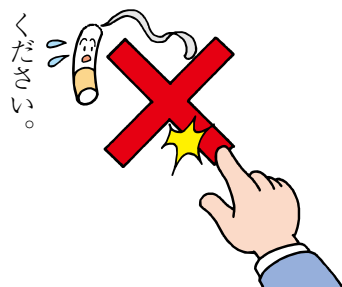
○罰則規定

罰則については、ポイ捨てなどの禁止行為を行った違反者が市職員による口頭指導、書面勧告、書面命令に従わないときは、罰則5万円以下に処せられます。

※罰則の適用は、7月1日（水）からとなります。

○ポイ捨てなどの現場を発見したら

ポイ捨てについては環境課へ、飼い犬のふんの放置については市民生活課へ連絡して



ポイ捨ては条例で禁止されています

ください。

○市民の皆さんからポイ捨てなどの情報提供があった場合

市の職員が現地調査を実施します。この結果を受けて、監視、パトロールの実施や啓発看板の設置などを行います。問い合わせは、環境課ごみ減量係（☎内線452）又は市民生活課男女共同参画推進・生活係（☎内線317）へ。



犬のふんは飼い主が持ち帰りましょう

再生资源の持ち去りは禁止です

ごみステーションに出された再生资源の持ち去り被害があつたことを絶ちません。この被害を防ぐため、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、次のとおり定めしました。

○主な改正内容

再生资源の持ち去り行為を行った者に対して、行政指導を行い、従わない場合は20万円以下の罰金を科すなど。

○施行期日

4月1日（水）

○罰則の適用期日

7月1日（水）

○持ち去りを見かけたら再生资源の持ち去りは許されない行為です。持ち去り行為を見かけたり、情報があつたりしたときは、清掃センターへ連絡してください。

問い合わせは、清掃センター清掃係（☎741014）へ。